

大気汚染防止法及び政省令の改正と その施行について

環境省
令和3年12月

本日の説明内容

- ・石綿（アスベスト）とは
- ・大気汚染防止法及び政省令の改正について
- ・施行に向けての対応

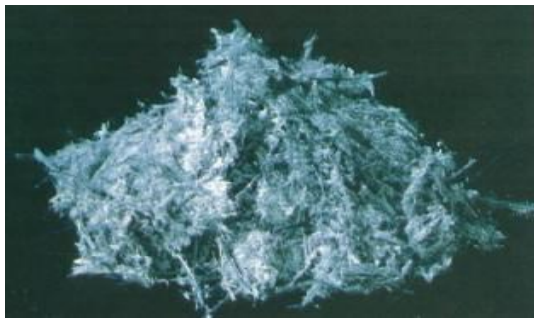
本日の説明内容

- ・石綿（アスベスト）とは
- ・大気汚染防止法及び政省令の改正について
- ・施行に向けての対応

石綿（アスベスト）とは

- 石綿は天然に生成した極めて細い鉱物繊維（髪の毛の1/5,000程度）で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く丈夫で変化しにくいという特性を持ち、しかも安価であるため、『奇跡の鉱物』や『魔法の鉱物』と呼ばれていた。
- 石綿の用途はおよそ3,000種、うち約8割は建材（吹付け材、保温・断熱材、スレート材など）として昭和30年頃から使用が一般化し、工場・ビル等から一般住宅まで、様々な建築物等に広く使用されてきた。他に摩擦材（自動車のブレーキ部品など）、シール断熱材などの用途がある。
- 石綿を吸入することによって生じる疾患としては、中皮腫、肺がん等が知られている。厚生労働省の人口動態統計によると、中皮腫による死亡者は、平成7年の500人から令和元年には1,466人となっており、約20年間で約3倍に増加している。

クロシドライト（青石綿）



アモサイト（茶石綿）



クリソタイル（白石綿）



出典：THE ASBESTOS／せきめん読本（1996年日本石綿協会）

※この他にトレモライト、アクチノライト、アンソフィライトがある。

石綿（アスベスト）の使用状況

- 高度成長期を最需要期として、過去50年に輸入・生産された石綿は約1,000万tと推定されている。このうち、約800万tが建築材料として使用され、うち約700万tが石綿含有成形板等に使用されたと推定されている。
- 石綿の使用は、昭和50年から労働安全衛生法において石綿を5%を超えて含有する吹付作業を原則禁止している。以降、規制が順次強化され、平成18年以降、全面的に使用禁止となっている。

（大気汚染防止法による解体等工事に伴う石綿飛散防止対策の推移）

- 平成8年 吹付け石綿が使用された建築物の一定規模以上の解体等工事に係る届出、作業基準の遵守等を義務付け
- 平成18年 石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材の規制対象への追加、規制対象の解体等工事の規模要件を撤廃、特定建築材料が使用されている工作物の解体工事についても届出、作業基準の遵守等を義務付け
- 平成25年 特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者を受注者から発注者に変更、解体工事前の調査の実施・調査結果の説明、報告及び検査の対象拡大等、規制を強化

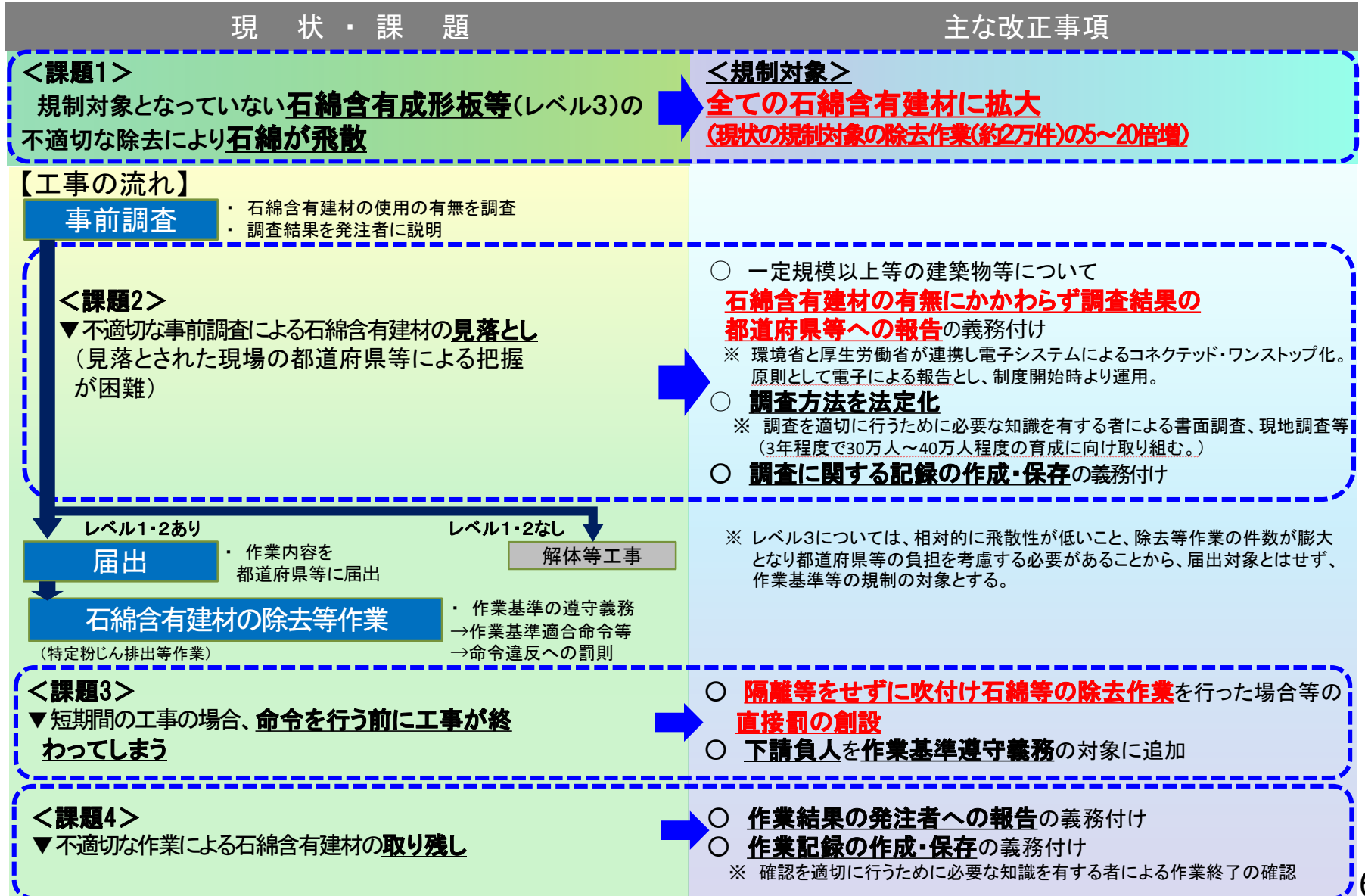
→改正法の施行から5年が経過し、同法の附則に定める施行状況の検討を行った。
今後、令和10年頃をピークに、建築物の解体工事は年々増加していく見込み。

本日の説明内容

- ・石綿（アスベスト）とは
- ・大気汚染防止法及び政省令の改正について
- ・施行に向けての対応

大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39号)の概要 (公布日:令和2年6月5日)

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。



改正後の解体等工事に係る規制概要

- ※1 特定建築材料: 吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)
 ※2 特定工事: 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

発注

<凡例>
 青枠: 改正前
 赤枠: 改正後

事前調査 (特定建築材料※1の使用有無の調査) (元請又は自主施工者) (第18条の15第1項・第4項)

特定建築材料なし

特定建築材料 (レベル1~3) あり = 特定工事※2に該当

特定建築材料 (レベル3のみ) あり

特定建築材料 (レベル1・2) あり

事前調査結果・届出内容の**発注者への説明** (元請) (第18条の15第1項)

事前調査結果の

- ・記録の作成・保存 (元請・自主施工者) (第18条の15第3項・第4項)
- ・都道府県知事への**報告** (元請・自主施工者) (第18条の15第6項)

報告義務違反
 虚偽報告
 第35条第4号

下請負人への説明 (元請) (第18条の16第3項)

事前調査結果の**掲示** (元請・自主施工者) (第18条の15第5項)

届出義務違反
 (第34条第1項第1号)
 計画変更命令
 (第18条の18)
 命令違反
 (第33条の2第1項第2号)

都道府県知事への作業
 実施の**届出** (発注者・自
 主施工者) (第18条の17)

解体等工事

特定粉じん排出等作業

除去等の措置 作業基準の遵守
 (元請・ **下請**) (18条の19・18条の20)

除去等措置違反
 第34条第3号
 作業基準適合命令等
 (第18条の21)

特定粉じん排出等作業の**記録の作成・保存**
 (元請・自主施工者) (第18条の23第1項・第2項)
 作業終了後の**発注者への報告**・報告書面の保存 (元請)
 (第18条の23第1項)

命令違反
 (第33条の2第1項第2号)

<規制対象>

- 特定粉じん排出等作業に係る規制基準は、特定粉じんの種類、**特定建築材料の種類**及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、作業の方法に関する基準として、環境省令で定めるものとする。
(法第18条の14関係)

特定建築材料

吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料とする（令第3条の3）

- 吹付け石綿
- 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材
- **石綿含有成形板等**※1
- **石綿含有仕上塗材**※2

※1 石綿含有成形板以外のもの例えば石綿含有セメント管、石綿含有押出成形品等、板状ではない石綿含有建材が含まれる。

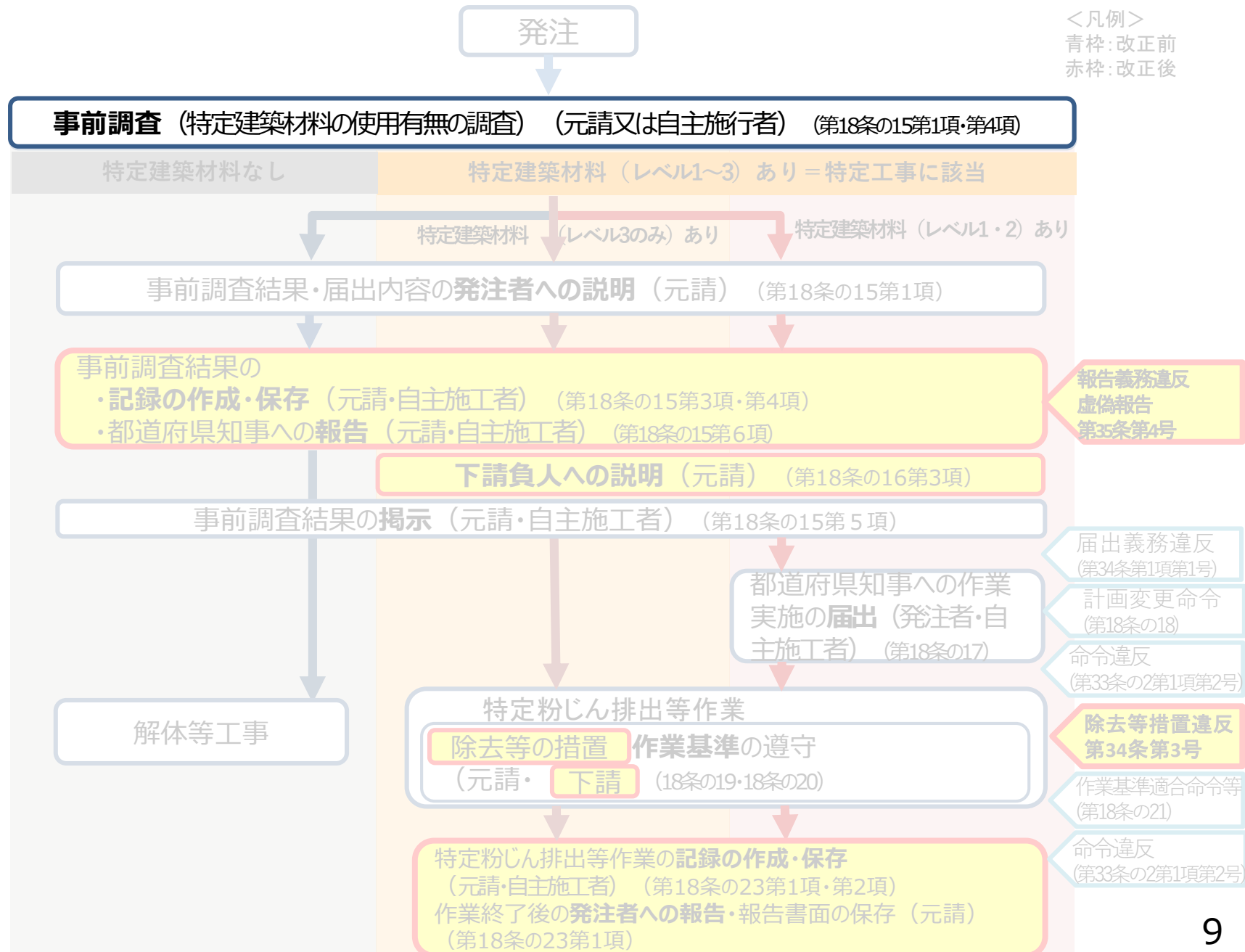
※2 吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライトについては、従来どおり「吹付け石綿」に該当する。

旧大防法での扱い	届出、作業基準遵守等を義務付け		マニュアルで作業方法を明確化
レベルの分類※	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	吹付け石綿	石綿含有断熱材、 石綿含有保温材、 石綿含有耐火被覆材	その他の石綿含有建材 (成形板等)
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
使用箇所の例	①耐火建築物、準耐火建築物のはり、柱等の耐火被覆用の吹付け材 ②ビルの機械室、ボイラ室等の天井壁等の吸音、結露防止用の吹付け材 	①ボイラ本体、配管等の保温材として張付け ②建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として張付け ③屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材 	①建築物の天井、壁等に石綿含有成形板、床にビニル床タイル等を張り付け ②屋根材として石綿スレート 
	付着した綿状の物質が吹付け石綿	配管の湾曲部に取り付けてあるものが石綿含有保温材	屋根材が石綿含有スレート板

建設業労働災害防止協会資料及び「目で見えるアスベスト建材(第2版)」(国土交通省)より一部改変

※ レベル1、2、3の区分は、建設業労働災害防止協会による区分であり、大防法上の特定建築材料の定義との直接的な関連性はないが、同区分が一般的に広く認知されていることから、便宜的に用いている。

改正後の解体等工事に係る規制概要



<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事※又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならない。

(法第18条の15関係)

※レベル1・2 建材に係る工事

□ 事前調査の方法（規則第16条の5）



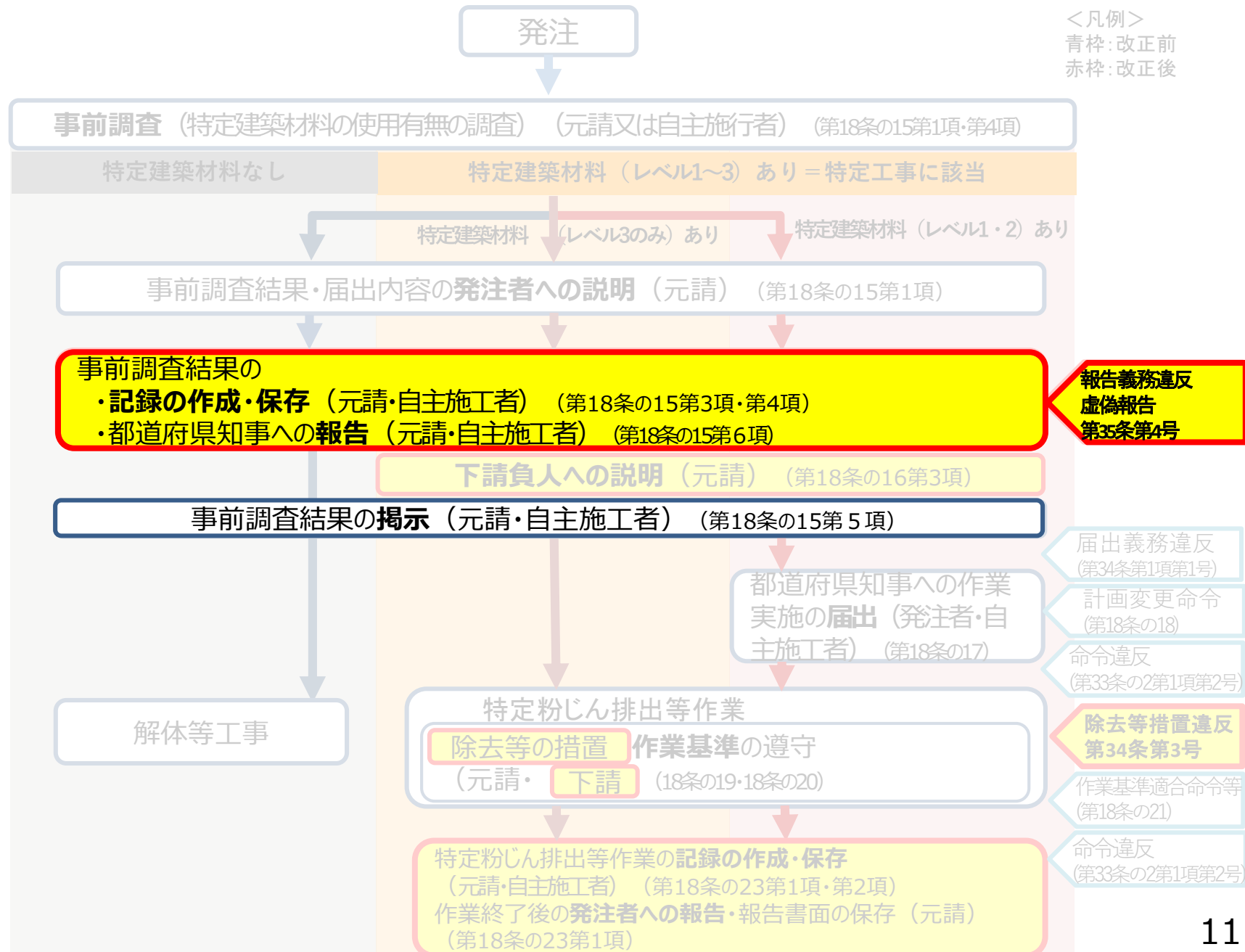
- * 解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合は、特定建築材料の有無の目視による調査は不要。

□ 事前調査を行う者※（調査を適切に行うために必要な知識を有する者）（令和2年環境省告示第76号）

- 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者
(一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る)
- 義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

- * 設置工事の着手日を書面で確認する作業は、有資格者でなくても行うことができる。 ※令和5年10月1日から適用
施行日前でも有資格者に事前調査を行わせることが望ましい。

改正後の解体等工事に係る規制概要



<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録を作成し、当該記録及び発注者に説明する際の書面の写しを保存しなければならない。
(法第18条の15第3項関係)
- 解体等工事の自主施工者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、事前調査を行うとともに、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
(法第18条の15第4項関係)



【元請業者】

□ 事前調査の記録（規則第16条の8）

- ・ 解体等工事の元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果などの事項について記録
- ・ 解体等工事が終了した日から3年間保存するものとする。

□ 発注者への説明の書面の写し

- ・ 解体等工事が終了した日から3年間保存するものとする。

* 記録の保存は電子でも可能とする。

<様式例：解体等工事に係る事前調査結果説明書面> マニュアルp94

年 月 日

解体等工事に係る事前調査説明書面

①発注者 住所

氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名） 様

②元請業者 住所

氏名

（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）

電話番号

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	(解体等工事の名称)
④解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日 延床面積 m ²
⑤解体等工事の種類	解体 改造・補修 階数 階建
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成 年
⑦建築物等の概要	☐ 建築物 (☐ 耐火 ☐ 準耐火 ☐ その他 ()) (☐ 木造 ☐ R.C造 ☐ S造 ☐ その他 ()) ☐ その他工物物
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名 講習実施機関の名称 (☐ 一般 ☐ 特定 ☐ 一戸建て等 ☐ その他 ())
⑨調査を終了した年月日	年 月 日
⑩調査の方法	☐ 書面 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ その他 ()
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無 ☐ 石綿有又は石綿みなし有（詳細は別紙1のとおり） ☐ 石綿無 ⑬破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所
⑭設置予定年月日	年 月 日
⑮設置場所	別紙 のとおり
⑯大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否	☐ 要 ☐ 不要

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。

2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。 ⑯発注者氏名（法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名） 年 月 日
発注者へこの書面の説明を行いました。 ⑰元請業者氏名（法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名） 年 月 日

別紙1

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (m ²) 2 石綿を含有する保温材 (m ²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (m ²) 4 石綿を含有する断熱材 (m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (m ²) 6 石綿を含有する成形板等 (m ²) 詳細は別紙 のとおり
④特定粉じん排出等作業の方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ()
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり
⑧作業の指示	設置予定年月日 年 月 日 設置場所 別紙 のとおり
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。

2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

＜解体等工事に係る調査及び説明等＞

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、事前調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。
(法第18条の15第5項関係)

□ 事前調査結果等の掲示（規則第16条の9、第16条の10）

- 掲示の大きさ：長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（A3用紙以上の大きさ。縦長・横長問わず）
(掲示内容)
 - ・事前調査の結果
 - ・解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所、法人の代表者氏名等
 - ・調査終了年月日
 - ・特定工事に該当する場合は、建築物等の部分における特定建築材料の種類 など

□ 作業方法等の掲示（作業基準）（規則第16条の4第2号）

- 掲示の大きさ：長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（A3用紙以上の大きさ。縦長・横長問わず）
(掲示内容)
 - ・特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所、法人の代表者氏名
 - ・届出対象特定工事に該当する場合にあっては、届出年月日及び届出先
 - ・特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法
 - ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 など

- **現場への備え置き**：解体等工事の施工期間中、常に現場にある事務所等に備え置くだけでなく、工事を施工する者や都道府県等が事前調査に関する記録の写しを現場で確認可能な状態にする。

< 掲 示 例 : 石綿含有吹付け材等の除去等作業を含む作業 (届出対象) > マニュアルp115

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{注1)}、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業所			
届出先及び 届出年月日	東京○○ 労働基準監督署 東京 (都) 道・府・県 ○○市 (区)	令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
調査終了年月日		令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○-○
看板表示日		令和○○年○○月○○日	
解体等工事期間 石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日 ~	令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日	
調査方法の概要(調査箇所)			元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)			住所 東京都○○区○-○
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)			現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所 TEL 03-×××-××××
【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし) エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1~4階 トイレ内PS 保温材③ 1~4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤			○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法			調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	(除去)・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他		事前調査・試料採取を実施した者 ①特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○
集じん 排気装置	機種・型式・設置数	・機種:集じん・排気装置 ・型式:○○○-2000 ・設置数:○台	分析を実施した者 ②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○
	排気能力(m³/min)	○○m³/min(1時間あたりの換気回数4回以上)	
	使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	HEPAフィルタ ・補修効率:99.97% ・粒子径:0.3µm	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○ ・固化用薬液:○○○○ ・隔離用シート(厚さ:床○mm、その他○mm) ・接着テープ 等 (例)・吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する封じ込め工法 ^{注2)} (例)・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 ^{注2)}		その他の事項
その他の石綿(特定粉じん)の 排出又は飛散の抑制方法			調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日
備考:その他の条例等の届出年月日 ○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)			

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

< 掲示例：石綿含有成形板等の除去等作業を含む作業（届出非対象） > マニュアルp116

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^注

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所			発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇〇〇開発(株) 代表取締役社長 〇〇 〇〇	
調査終了年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日		住所 東京都〇〇区〇-〇
看板表示日		令和〇〇年〇〇月〇〇日		
解体等工事期間 石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間		令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日		元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇
調査方法の概要(調査箇所)				
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階～3階)			住所 東京都〇〇区〇-〇	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)			現場責任者氏名 〇〇 〇〇 連絡場所 TEL 03-×××-××××	
【石綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル 【石綿含有なし】〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1～3階 床:ビニル床シート⑤、壁:けい酸カルシウム板第1種:④ 天井:岩綿吸音板③ その他の建材 ④⑤			〇〇 〇〇 を石綿作業主任者に選任しています。	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法			調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①一般建築物石綿含有建材調査者 〇〇環境(株)氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所:東京都〇〇区〇〇-〇〇 分析を実施した者 ②〇〇環境分析センター 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所:埼玉県〇〇市〇〇-〇〇	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらパール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらパール等で除去を行う。			
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有仕上塗材 (例)剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。			
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:〇〇〇〇 ・剥離剤:〇〇〇〇 ・養生用シート(厚さ:〇mm) ・接着テープ 等		その他の事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	
備考:その他の条例等の届出年月日 〇〇区建築物の解体工事等に関する要綱(令和〇〇年〇月〇日届出)				

注)工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

<掲示例：石綿使用なし> マニュアルp117

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{注)}
大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		
調査終了年月日	令和○○年 ○月 ○日	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)
看板表示日	令和○○年 ○月 ○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
解体等工事期間: 令和○○年 ○月 ○日 ~ 令和○○年 ○月 ○日		○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○
調査方法の概要(調査箇所)		住所
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 ※建物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる		東京都○○区○ー○
【調査箇所】建築物全体(1階～3階)		現場責任者氏名
		○○○○
		連絡場所 TEL
		03-×××-××××
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		
石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)		
調査を行った者(分析等の実施者)		
氏名又は名称及び住所		
事前調査・試料採取を実施した者		
①日本アスベスト調査診断協会登録者		
氏名 ○○ ○○ 会員番号 ○○○○		
住所: 東京都○○区○○ー○○		
分析を実施した者		
②○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○		
氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○		
住所: 埼玉県○○市○○ー○○		
その他事項		
調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す		
①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明		
⑤材料の製造年月日		

注) 工事に係る部分の床面積の合計が 80m² 以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の建築物の改修等工事等の場合

<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない※。
(法第18条の15第6項関係)

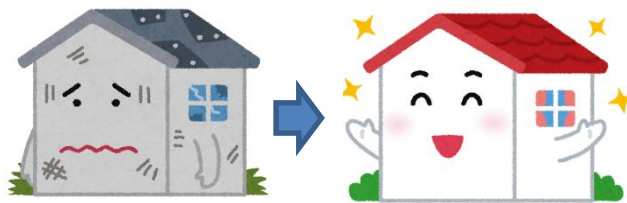
□ 報告の対象 (規則第16条の11第1項)

※令和4年4月1日から適用



解体工事

床面積合計80m²以上



建築物の改造・補修工事

請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)



工作物※の解体・改造等工事

請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)

※環境大臣が定めるものに限る

□ 事前調査結果の報告対象工作物(令和2年環境省告示第77号)

- ・反応槽
- ・加熱炉
- ・ボイラー及び圧力容器
- ・配管設備(建築物に設ける給水設備等を除く)
- ・焼却設備
- ・煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- ・貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ・発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く)
- ・変電設備
- ・配電設備
- ・送電設備(ケーブルを含む)
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家
- ・遮音壁
- ・軽量盛土保護パネル
- ・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない※。
(法第18条の15第6項関係)

※令和4年4月1日から適用

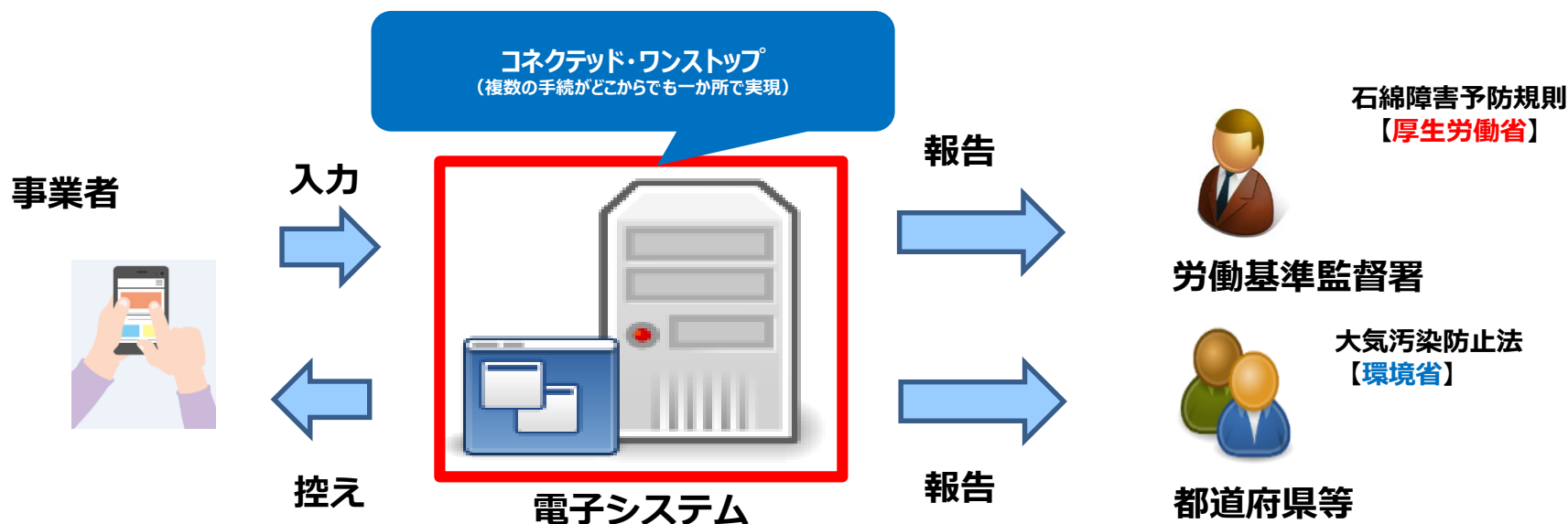
□ 報告の内容 (規則第16条の11第2項)

都道府県等が事前調査が適切に行われたか判断できるよう、事前調査の方法及び結果のほか、建築物等の構造、使用されている建築材料の種類など。

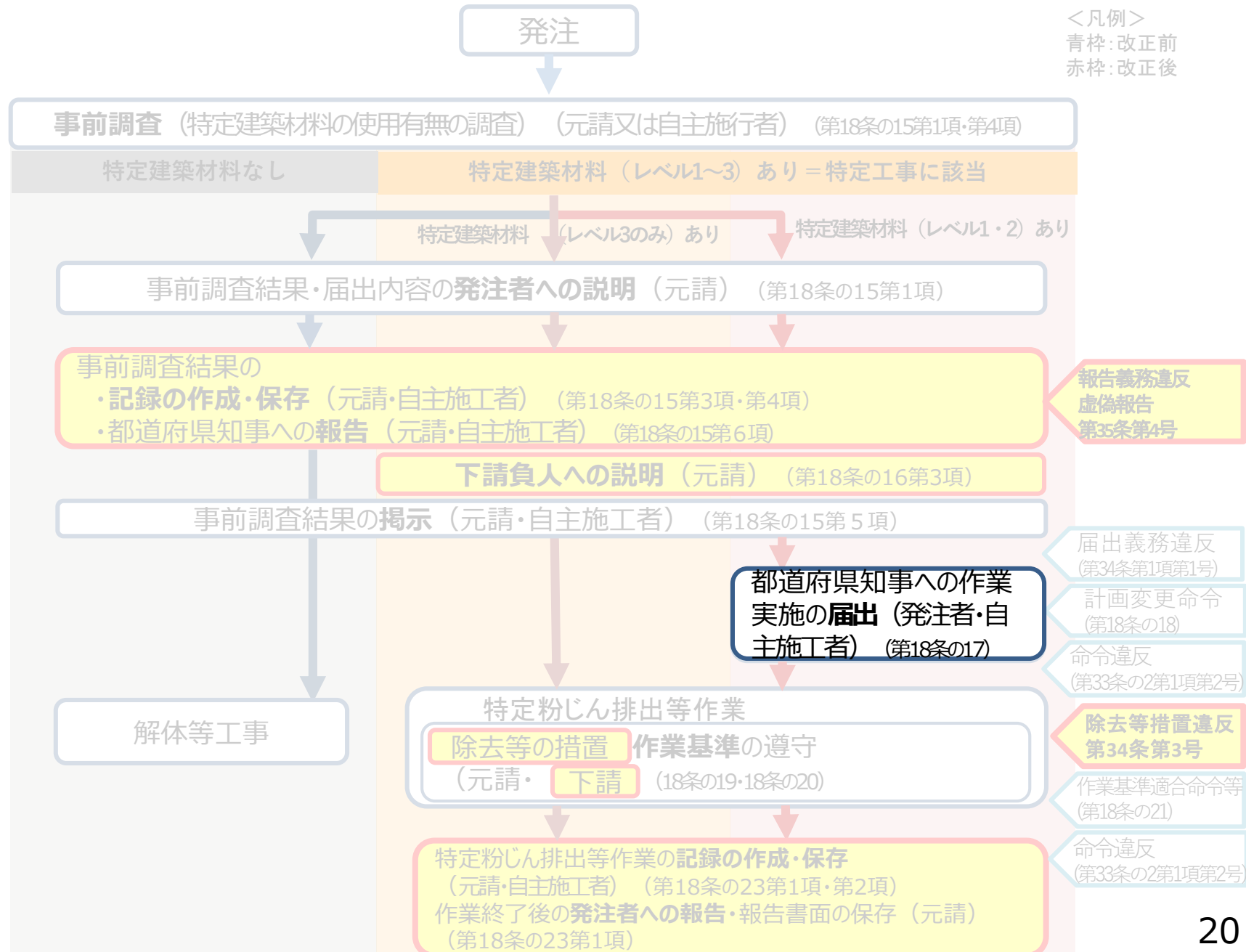
□ 報告の方法 (規則第16条の11第4項)

- 都道府県等が建築物等の解体等工事に係る事前調査の結果を迅速かつ幅広く把握するため、厚生労働省と連携し、事前調査結果の報告に係る電子システムを新たに整備。
- 原則として電子による報告とする。建築物に係る報告件数は膨大な数になると考えられることから、一度入力した内容の自動入力やスマートフォン等からの入力を可能とするなど、利便性に配慮。

* システムの使用が困難な場合は、施行規則の様式による報告書によって行うことをもってこれに代えることができる。
(例) 災害でwebが使えない。スマホやタブレットを持っていない。



改正後の解体等工事に係る規制概要



<特定粉じん排出等作業の実施届出>

- 特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（届出対象特定工事）の発注者又は自主施工者は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。（法第18条の17関係）

□ 特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料（令第10条の2）

- 吹付け石綿（いわゆるレベル1建材）
- 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（いわゆるレベル2建材）

様式第3の4
特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

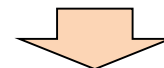
都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあっては、その代表者 印
の氏名
電話番号

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特 定 工 事 の 場 所	(特定工事の名称)
特定工事を施工する者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名	
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業（次項又は3の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のとき、当該建築物の断熱材

発注者は、解体等工事を開始する14日
前までに都道府県知事へ届出



都道府県知事が届出の作業方法が作業
基準に適合しないと認める時は、届出受
理から14日以内に計画変更を命じる

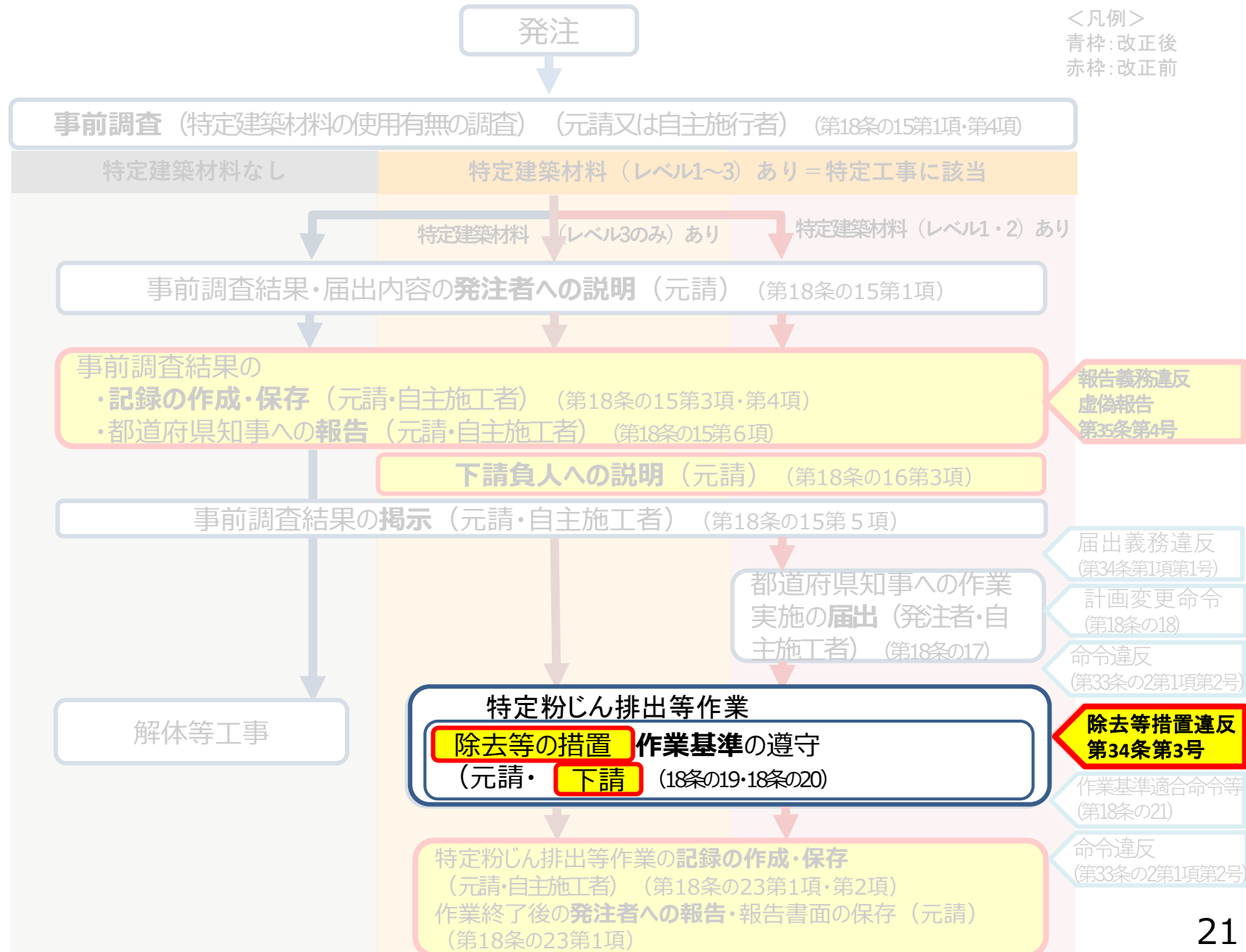
- * 吹付け工法による石綿含有仕上塗材は、改正前は特定粉じん排出等作業の届出が必要であったが、改正後は不要となった。

<特定工事の発注者等の配慮等>（改正前にも規定あり）

- 特定工事の発注者は、当該特定工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。（法第18条の16第1項関係）

作業基準に沿って工事が適正になされるように発注者は配慮する義務がある。

改正後の解体等工事に係る規制概要



<特定粉じん排出等作業の作業基準>

- 特定粉じん排出等作業に係る作業基準は、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じんの排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。
(法第18条の14関係)

<作業基準>

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出作業の開始前に、次に掲げる事項を記録した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。
(規則第16条の4)

□ 特定粉じん排出等作業の計画で定める事項

- イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ロ 特定工事の場所
- ハ 特定粉じん排出等作業の種類
- ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ヘ 特定粉じん排出等作業の方法
- ト 第10条の4第2項各号に掲げる事項
 - ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
 - ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

※レベル3 建材の特定工事でも作業計画を定める必要がある

<特定粉じん排出等作業の作業基準>

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材について作業基準を新設（規則第16条の4第6号）

①石綿含有成形板等（規則別表第7 4の項に規定）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 特定建築材料を、切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。

ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化※¹すること。

ハ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種にあっては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 当該特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生※²すること。

(2) 当該特定建築材料を薬液等により湿潤化※¹すること。

ニ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合において、ハの規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

※¹ 特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水を含む。

※² 作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。



原形のまま取り外す例



湿潤化の例（散水）



作業の状況（養生内で湿潤化後手作業で除去）

<特定粉じん排出等作業の作業基準>

②石綿含有仕上塗材（規則別表第7 3の項に規定）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化※¹すること。（口の規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）

ロ **電気グラインダーその他の電動工具**を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生※²すること。

(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化※¹すること。

ハ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合において、口の規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

※¹ 特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水や剥離剤による湿潤化を含む。

※² 作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。

ロ **湿潤化及び養生と同等以上の効果を有する措置（マニュアル p207）**

十分な集じん機能を有する集じん装置付きの工具を使用する工法については、湿潤化及び養生と同等以上の効果を有する措置と判断しうる工法と考えられる。十分な集じん機能を有することを判断するための要件は以下が挙げられる。

- ・ 集じん装置を備えたカバー付きの工具であること
- ・ 集じん装置はHEPAフィルターを有し、集じんした石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと
- ・ 当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中における作業場所の総繊維濃度が、作業環境の石綿管理濃度である0.15 本/cm³(150 本/リットル)を下回ることが示されていること
- ・ 事業者は上記要件に合致する工具であることの説明が行えるよう、工具の性能等を証明するデータ（製品カタログ、実験データ等）等を整理し、そのデータ等の記録を作業中保持するとともに作業終了後は除去作業の記録として3年間保存しておく必要がある。



<特定建築材料の除去等の方法>

- 届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該届出対象特定工事において、政令で定める特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業について、次のいずれかに掲げる措置（二に掲げる措置にあっては、建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。）をそのそれぞれに定める方法により行わなければならない。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他次のいずれかに掲げる措置をそのそれぞれに定める方法により、行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでない。
(法第18条の19関係)

- レベル1・2 建材に係る工事（届出対象特定工事）について、除去等の措置を各措置についてそれぞれ定める方法により行わなかった者に対して直接罰を設ける。

● 直接罰が適用になるのは、以下の方法により行わなかった場合



そのまま取り外す方法



セキュリティルーム



隔離養生



集じん・排気装置

隔離＋集じん・排気装置を使用する方法



(例)グローブバッグ工法



封じ込め

囲い込み

封じ込め又は囲い込み

<特定建築材料の除去等の方法>

- 届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該届出対象特定工事において、政令で定める特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業について、次のいずれかに掲げる措置（二に掲げる措置にあつては、建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。）をそのそれぞれに定める方法により行わなければならない。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他次のいずれかに掲げる措置をそのそれぞれに定める方法により、行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでない。
(法第18条の19関係)

- 建築物等が倒壊のおそれがあるなど直接罰の対象から除外される場合に該当するか否かは、届出者（発注者等）が届出書に該当する理由を記載することにより、都道府県等が判断。該当しないと判断したときは、除去等の措置を各措置についてそれぞれ定める方法で行うことを命ずるものとする。
(法第18条の18第1項関係)

- 集じん・排気装置（新規則第16条の13）
新法第18条の19第1号ロの環境省令で定める集じん・排気装置は、日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けたものとする。

- 被覆・固着する方法：囲い込み又は封じ込め（板状の物等で覆って密閉すること、薬液等の散布により（二）表面を固化すること等）を行う方法とする。ただし、以下の作業を行う場合は、隔離し、HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法とする。
 - ・吹付け石綿の囲い込み又は石綿含有断熱材等の囲い込み・封じ込め（切断・破砕等を伴うものに限る。）
 - ・吹付け石綿の封じ込め(規則第16条の15)

- 囲い込み・封じ込めに係る作業基準：規則別表第7の1の項下欄イからトまでに掲げる事項
 - * 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕の方法で除去する場合と同じ基準

＜特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認＞

- 都道府県等においては、条例により特定粉じん排出等作業中の大気濃度の測定を施工者に義務付けている場合があるほか、立入検査時に都道府県等が測定を行う場合もあるところ、都道府県等による測定では、集じん・排気装置の不適切な管理、作業員の隔離場所からの出入りの際の不適切な行動等、作業基準の遵守の不徹底による石綿の飛散が明らかになった事例が散見される。
- そのため、集じん・排気装置の排気口における粉じんを迅速に測定できる機器を用いた、集じん・排気装置の正常な稼働の確認の頻度を増やすとともに、前室における負圧の状況の確認も頻度を増やすことにより、隔離場所からの石綿の漏えい防止の強化を図るべきである。

（中央環境審議会答申「今後の石綿飛散防止の在り方について（答申）」）

□ 現行の作業基準に以下の下線部を追加し、それぞれの確認の頻度を増やす。

● 負圧の状況の確認（規則別表第7 1の項）

二 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

＊ 定期的に行われる数時間毎の休憩時や作業の中断時、当日の作業終了時など

● 集じん・排気装置の正常な稼働の確認（規則別表第7 1の項）

へ （前略）隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

<作業基準の遵守義務等>

- 特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。（法第18条の20関係）
- 都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。（法第18条の21関係）

- 下請負人の作業基準遵守義務等の対象への追加に伴い、下請負人が適切に作業を行えるよう下請契約時の工事費等に関する配慮や作業方法の説明に関する規定を整備。

（法第18条の16第2項及び第3項関係）

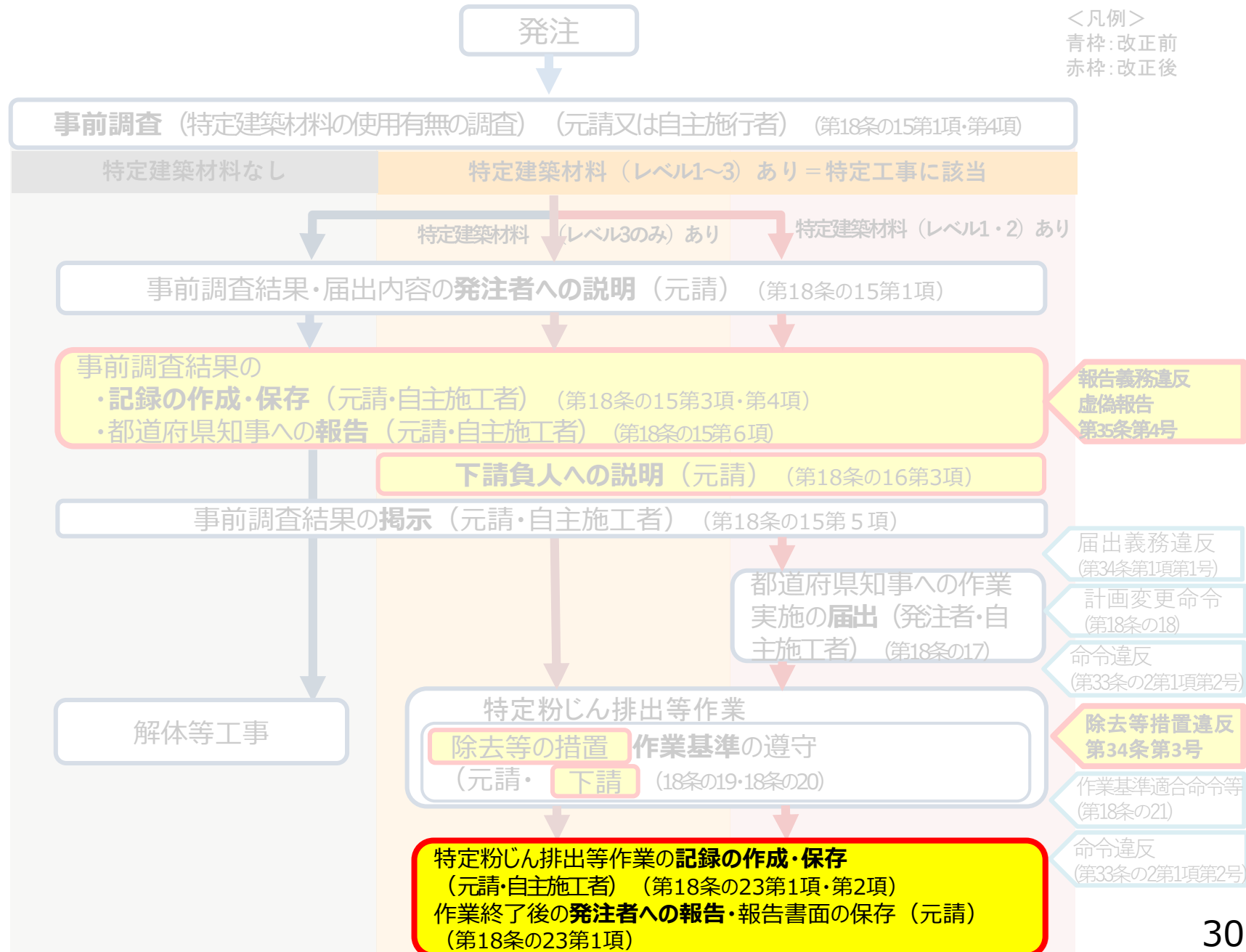
＊ 下請負人への説明事項：作業の種類、実施期間、作業の方法、工程の概要など
（規則第16条の12）

- 特定工事の元請業者による下請負人の指導について規定（法第18条の22関係）

- 元請業者は、適切に下請負人の指導を行わない場合、作業基準適合命令等の対象となり得る。



改正後の解体等工事に係る規制概要



<特定粉じん排出等作業の結果の報告等>

- 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。

(法第18条の23第1項関係)

- **作業中の記録**：負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認等について記録し、特定工事が終了するまでの間保存（規則第16条の4第3号）

- **作業が適切に行われていることの確認**

元請業者は、下請負人が作成した記録により特定粉じん排出等作業が作業計画に基づき適切に行われていることを確認すること。（規則第16条の4第4号）

- **作業が完了したことの確認**

作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者に、当該確認を目視により行わせること。

(規則第16条の4第5号)

- * 作業が完了したことの確認

- 除去：特定建築材料の取り残しがないこと

- 囲い込み等：囲い込み等が適切に行われ石綿の飛散のおそれがないこと

- * 作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者：

- 事前調査を行わせる者（建築物）又は石綿作業主任者（建築物、工作物）

＜特定粉じん排出等作業の結果の報告等＞

- 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。

(法第18条の23第1項関係)

- **清掃**：作業基準において特定建築材料除去後、作業場の隔離又は養生を解く前に、清掃の実施の義務づけを明確化（規則別表第7の1～2、4～6の項）
 - * 清掃その他の特定粉じんの処理
床や壁、作業に使用した機器等に付着した粉じんの清掃のほか、作業場内の空気中に浮遊している石綿の集じん、隔離に用いたシート等の廃棄にあたっての梱包等
- **隔離を解く際の確認**：一般大気中への飛散のおそれがないことの確認を義務づけ（規則別表第7の1、6の項）
 - * 方法：位相差顕微鏡法や繊維状粒子自動測定器による総繊維数濃度の確認等（マニュアル p239）
- **発注者への報告事項**：作業完了年月日、作業実施状況の概要、完了の確認を行った者の氏名等（規則第16条の16第1項）
- **作業記録及び発注者への報告書面の写しの保存**：特定粉じん排出等作業を実施した期間、実施状況等について記録し、特定工事が終了した日から3年間保存（規則第16条の16第2項）

* 記録の保存は電子でも可能とする。



隔離・養生シートへの粉じん飛散防止剤の散布



高性能真空掃除機を用いた作業場内の仕上げ清掃



養生シートの撤去

(参考) 石綿含有建材の除去作業が適切に終了したことの確認のイメージ

石綿含有建材除去作業中

- 実際に除去作業を行う者が、作業中の飛散防止措置等を記録し、工事終了まで保存

(規則第16条の4第3号)



チェック
リストなど

現地写真

- 元請業者が計画に基づき適正に行われていることを確認

(規則第16条の4第4号)

- 自主施工者は自ら確認・記録

(規則第16条の4第3号)

事前調査
の結果

- 写しを現場に備え置き・現場に掲示

(法第18条の15第5項)

石綿含有建材除去作業後

- 除去作業終了後に元請業者が確認

(規則第16条の4第4号)



事前調査
の結果

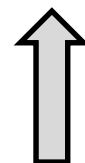
- 隔離解除前、元請業者が事前調査を行わせる者又は石綿作業主任者に確認を依頼

- 自主施工者は自ら実施

(規則第16条の4第5号)

隔離がある場合は、隔離解除

発注者



報告

作業完了
結果

元請業者

作業完了
結果

自主施工者

- 元請業者は、作業完了結果を発注者へ報告
- 元請業者及び自主施工者は、作業完了結果を工事終了日から3年間保存

(法第18条の23第1項及び第2項)
(規則第16条の16第1項及び第2項、
第16条の17)

<国及び地方公共団体の施策>

- 国は、建築物等に特定建築材料が使用されているか否かを把握するために必要な情報の収集、整理及び提供その他の特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散の抑制に関する施策の実施に努めなければならない。
(法第18条の24関係)
- 地方公共団体は、建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、特定建築材料及び建築物等に特定建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努めるとともに、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散を抑制するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。
(法第18条の25関係)

- 災害時に備え、国や都道府県等は、情報の提供や知識の普及等により、建築物等の所有者等による平時からの建築物等への特定建築材料の使用状況の把握を後押し。
- 国の施策：把握のための情報源や把握の手法について情報提供。地方公共団体の体制づくりのためのモデル事業を実施。
- 地方公共団体の施策：把握のための情報の収集・整理や災害時の活用

<災害時における石綿飛散状況>

東日本大震災において建物破損後、露出した吹付け石綿(赤矢印の箇所)

阪神淡路大震災や東日本大震災時においては解体・改修工事現場付近における石綿繊維数濃度が1本/Lを超過した事例が確認されている。

出典)「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」
(平成29年9月環境省水・大気環境局大気環境課)



<報告及び検査の対象の追加>

- 環境大臣又は都道府県知事による報告徴収の対象に下請負人を、立入検査の対象に解体等工事の元請業者、自主施工者又は下請負人の営業所、事務所その他の事業場を加える。
(法第26条第1項関係)

- 新たに各種記録の保存を義務付けるにあたり、事業者の事務所等へも立入検査ができるよう都道府県等による立入検査の対象を拡大。

＜罰則＞

- 所要の罰則規定を置く。 (法第34条第3号及び第35条第4号関係)

□ 事前調査の結果の報告義務違反：30万円以下の罰金

□ 除去等の措置の義務違反：3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

(参考)

作業基準適合命令等違反：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

＜施行期日等＞

- この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
ただし、事前調査結果の報告に関する規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (法附則第1条関係)
- 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (法附則第5条関係)

□ 施行日は、令和3年4月1日。

ただし、事前調査結果の報告については、電子システムの構築に要する期間を踏まえ、令和4年4月1日施行。

(参考)

調査を適切に行うために必要な知識を有する者による事前調査の義務付け：令和5年10月1日 施行

大気汚染防止法の改正事項と施行日

規制内容		令和2年 6月10月		令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 10月
特定建築材料以外の石綿含有 建材への規制		改正大気汚染防止法の公布	改正大防法施行令（政令）・施行規則（省令）の公布	周知	令和3年4月施行	
事前調査の信頼性確保	事前調査の方法の 法定化			周知		
	一定の知見を有する者 による事前調査の実施			周知、者の育成		令和5年10月 施行
	事前調査結果の記録の 作成、保存			周知	令和3年4月施行	
	事前調査結果の控えの 現場への備え置き			周知		
	事前調査結果概要の 都道府県等への報告			周知、システム整備		令和4年4月施行
隔離をとまなう作業での 石綿漏えいの有無の確認				周知	令和3年4月施行	
適切に行われたことの確認	知識を有する者による 取り残しの有無の確認			周知		
	作業の記録			周知		
	適切に行われたことの確認、 確認結果の記録・保存			周知		
	作業結果の発注者への 書面での報告、記録			周知		
直接罰の適用				周知		
罰則の対象の拡大				周知		

本日の説明内容

- ・石綿（アスベスト）とは
- ・大気汚染防止法及び政省令の改正について
- ・施行に向けての対応

法改正説明動画、チラシ・リーフレットの作成



YouTubeでの動画配信

環境省HP http://www.env.go.jp/air/post_48.html

解体工事、リフォーム工事を行う事業者のみなさまへ

大気汚染防止法が改正され、石綿（アスベスト）飛散防止対策が強化されました。

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、一部の規定を除き、令和3(2021)年4月から施行されます。

規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象を拡大^{※1}します。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準を設けます。

罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象を拡大します。

事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法を法定化します。（書面調査、目視調査及び分析調査）
- ✓ 「必要な知識を有する者^{※2}」による事前調査の実施を義務付けます。（施行：令和5年10月～）
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等^{※3}が事前調査結果を都道府県等^{※4}へ報告することを義務付けます。（施行：令和4年4月～）
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存^{※5}することを義務付けます。

作業記録の作成・保存

- ✓ 「必要な知識を有する者^{※6}」による取り残しの有無等の確認を義務付けます。
- ✓ 作業記録の作成・保存^{※7}を義務付けます。
- ✓ 作業結果の発注者への報告を義務付けます。

※1 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。
※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
※3 元請事業者または自主施工者
※4 都道府県、大気汚染防止法の政令市など。
※5 解体等工事終了後3年間保存
※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知見を有する者
※7 解体等工事終了後3年間保存

チラシ、リーフレットの作成

周知チラシの作成①

建築物等の解体・補修時には石綿含有建材の調査が必要です

令和4年4月1日から、建築物等の解体等を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告する必要があります。

(大気汚染防止法第18条の15第6項)

※ 令和4年4月1日以前においても解体、改造、又は補修する建築物、工作物に、石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査（事前調査）を実施する必要があります。

事前調査結果の報告は原則として、石綿事前調査結果報告システムにおいて行います。報告には、「gBizID」への登録が必要となります。「プライム」「エントリー」どちらの登録でも利用できます。

※ 「プライム」を取得した場合、一括申請機能を使用できます。

建築物等の解体等事業者、事前調査を行う事業者の皆様へ

石綿（アスベスト）関連規制が改正されました

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際^{※1}は、資格者等による事前調査^{※2}の実施が義務付けられます。



事前調査を行うことができる者

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）^{※3}
- ④ 令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。



資格者等による調査の義務付けは、令和5年10月1日から施行されます。※事前調査自体は令和5年9月以前でも行う必要があります。

事前調査結果報告に関するチラシ

事前調査者の資格に関するチラシ

環境省HP http://www.env.go.jp/air/post_48.html

周知チラシの作成②

建物所有者の皆様へ

建物の解体、改造・補修工事を行う際は、石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります



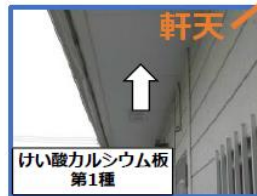
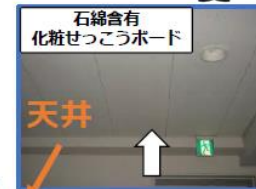
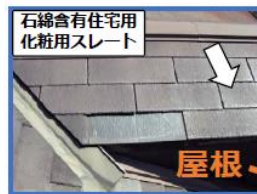
Q1. 全ての建物で調査が必要なのですか？



A1. 建物の建築時期、規模にかかわらず全ての建物において、建物の解体、改造・補修工事を行う際は石綿含有建材の有無について調査（事前調査）する必要があります。



【石綿含有建材の使用事例】



出典：目で見えるアスベスト（第2版）
平成20年3月国土交通省

発注者向けのチラシ

環境省HP http://www.env.go.jp/air/post_48.html

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアルの改訂

建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止に係る技術的事項についてまとめた資料

○環境省(大気汚染防止法) ⇒「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」

○厚生労働省(石綿障害予防規則) ⇒「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」



令和2年の両法令改正を受けて、環境省と厚労省が連携して統合したマニュアルを作成
「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

【改正概要】

- (1)大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の改正で新たに加わった規制について追記
- (2)技術的知見を追記
- (3)石綿則に基づくマニュアルとの統合により、労働者の保護に関する事項を追記



グローブバック工法



スレートの除去



集じん回収(高性能真空掃除機)



呼吸用保護具

(参考) 石綿含有廃棄物等処理マニュアル (第3版)

【経緯】

大気汚染防止法等関係法令の改正に伴い、新たに大気汚染防止法の規制対象となった建築材料の廃棄物に関する取扱いに係る整理を行った。

【主な改正のポイント】

- ◆ 石綿含有廃棄物の排出現場の用具又は器具について
 - 石綿の除去等を行う現場の用具又は器具で、石綿が付着しているおそれのあるものの扱いについては、基本的に除去等をされる建材の区分に合わせて、廃棄物の区分も適用する。
- ◆ 石綿含有廃棄物の混合廃棄物の考え方について
 - 石綿含有廃棄物は、「石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの」と定義されているところ、その重量%は除去前の建材における含有濃度で判断するものであり、一体で除去された母材若しくは付着した用具又は器具と併せた全体の重量で算出することは適切でない。
- ◆ 塗材の廃棄物の汚泥への該当性について
 - 石綿含有廃棄物は、これまで主に「がれき類」、「ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず」に該当していたところ、塗材の廃棄物は除去工法によっては「汚泥」に該当する可能性がある。なお、汚泥に該当した場合は、石綿含有廃棄物であっても、安定型最終処分場には埋め立てることはできない。
- ◆ 最終処分業者の受入れにおける最大径の制限について
 - 最終処分業者が受け入れる石綿含有廃棄物の最大径に上限を設けることは、解体等工事や埋立処分に至るまでの保管・処理において石綿の飛散を生じさせる原因となる可能性があるため、極力控えることが望ましい。

各種マニュアル類の改訂（今後）

- アスベストモニタリングマニュアル

内 容：一般環境や解体現場等におけるアスベストの測定方法、
漏えい監視・管理のための測定方法

対象者：都道府県等、元請業者、下請負人、検査機関

※検討会での議論を経て、改訂（第1回10/20開催）。令和3年度中に改訂予定

<https://www.env.go.jp/press/110097.html>

- 建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン

内 容：リスクコミュニケーションの目的、手順、準備、実施上の留意事項など

対象者：都道府県等、元請業者、下請負人

※検討会での議論を経て、改訂（第1回10/18開催）。令和3年度中に改訂予定

<https://www.env.go.jp/press/110096.html>

石綿事前調査結果システム（導入の背景）

- ・令和2年6月5日に公布された改正大気汚染防止法において、**事前調査結果の都道府県知事への報告が盛り込まれ、令和4年4月1日から施行される。**
- ・事前調査結果の報告件数については年間230万件超が見込まれることから、**電子システム導入**により自治体及び事業者における利便性向上、報告に係る事務の負担軽減を図る。

1. 事前調査結果の都道府県知事への報告

- ・事業者による石綿調査の適切な実施を図るために、令和4年4月1日から一定規模の解体・改修作業について、石綿の有無に関わらず、元請業者等が事前調査結果を都道府県へ報告することが義務づけられる。
- ・石綿障害予防規則においても、同様に令和4年4月1日から事前調査結果の労働基準監督署へ報告することが義務づけられる。

2. 事務負担

- ・事前調査結果の報告件数は年間230万件超の報告が見込まれており、自治体及び事業者の事務負担の軽減が必要。

年間想定報告件数(建築物)

解体工事(80㎡以上)	199,716件
改修工事(請負金額100万円以上)	2,132,509件

建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会
ワーキンググループ資料より抜粋

- ・事業者、自治体の利用性と運用性を考慮し、それぞれの負担を軽減させるための電子申請システム（石綿事前調査結果報告システム）を環境省・厚生労働省が連携して開発を行っている。

石綿事前調査結果システム（全体概要）

- ・令和4年4月1日から施行される石綿事前調査結果の全件報告義務化にあわせ、**電子報告するためのシステムを開発**
- ・**電子申請を前提**としているが、やむを得ない事情により紙様式を用いて報告することも可能
- ・事業者は24時間365日 **パソコン、タブレットパソコン、スマートフォンにより申請**することが可能

1. 電子申請

石綿事前調査結果報告システムにアクセスし、事前調査結果を報告。
自治体および労基署に対しての報告をワンストップにて実施

2. 紙媒体による申請

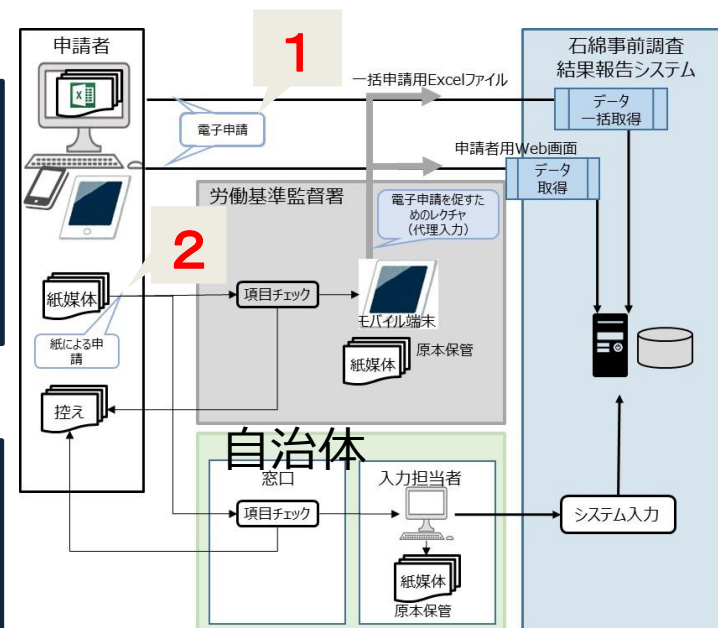
申請者は自治体及び労基署へ各様式で報告を窓口へ提出。
※基本的には電子申請を活用することとし、やむを得ない事情がある場合には紙提出することも可能

3. 環境省HP

事前調査結果の報告に関する情報は環境省HP(以下ページ)に整理しています。

「(石綿)事前調査結果の報告について」

http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html



石綿事前調査結果システム（利用について）

・石綿事前調査結果報告システムを利用する事業者はGビズIDを取得することが必要です。
皆様、関係者への周知の協力をお願いします。

・自治体のログインIDと初期パスワード（申請先自治体管理者ID）は来年1月上旬に発行します。

・システムのログインURLは接続方法によって違います。ご注意ください。

※事業者のログインURL <https://www.ishiwatahoukoku.mhlw.go.jp>

※自治体のログインURL

➢ LGWANを用いた接続 <https://ishiwata.bsninet.asp.lgwan.jp>

➢ クライアント証明書を用いた接続 <https://as2.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/env/>

・石綿事前調査結果報告システムの利用方法詳細については利用者マニュアルをご確認ください。

事業者向けマニュアル掲載ページ http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

自治体向けマニュアル 令和3年12月8日（水）に全自治体にメールで送付済み。

・システムに関するお問い合わせは、システムの問い合わせフォームから登録をお願いします。ユーザーテストを開始する令和4年1月18日以降使用可能です。

※自治体からの問い合わせ方法についても令和3年12月8日にメールで連絡しております。

石綿事前調査結果システム（スケジュール等）

- ・石綿事前調査結果報告システムの**本稼働は令和4年3月下旬を予定しています。**
- ・システムの利用者（行政、事業者）がシステムの操作について確認する機会として、**ユーザーテストを実施します。**

※ユーザーテストの実施時期

令和4年1月18日（火）～令和4年2月18日（金）（予定）

事業者へは環境省HP及び業界団体を通じてお知らせを実施しました。

環境省HPに情報を掲載しています。

http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

- ・**また、自治体向けの説明会を開催（Web会場）する予定です。**
北海道地区対象の説明会は令和4年1月26日（水）に実施予定

○システムに関する説明資料等

事前調査結果の報告に関する環境省HPに事業者向けの資料を整理していますので適宜ご活用下さい。

http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

掲載情報（予定含む）

- ・システムの操作方法に関するマニュアル、システムの操作方法に関する説明動画、システムに関する周知のためのチラシ、申請先自治体一覧

等

石綿事前調査結果システム（周知用チラシ）

建築物等の解体・改修工事の

事業者のみなさまへ

石綿事前調査結果の電子報告がはじまります！

石綿事前調査結果報告システムの利用準備をお願いします

Point
1

2022年春から
制度が変わります

2022年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労働基準監督署・自治体に報告する制度がはじまります。

Point
2

報告はパソコン・
スマートフォンで

報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行っていただきます。

【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>



Point
3

事前の準備が
必要です

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには「GビズID」を取得していただく必要があります。

システムでできること（一例）

新規
申請

電子申請を
おこなう

パソコン・スマートフォンをつかって、事前調査結果の報告を、労働基準監督署・自治体の窓口に出向くことなく一度の操作で行うことができます。

下書き
保存

テンプレート
をつくる

申請途中で一時保存するだけでなく、保存済み申請情報のよく使う項目（元方（元請）事業者、請負事業者）をコピーして、新規申請の作成ができます。

一括
申請

まとめて
申請する

「プライムアカウント（GビズID）」を取得していただくと、Excelを用いて複数の工事を一括でシステムに入力し、報告することも可能です。

資料
作成

申請情報の
活用

システムに入力したデータを活用して、事前調査結果の掲示用資料等を作成することができます。

建築物等の解体等における石綿の飛散防止対策研修会

○目的

石綿飛散防止に向けては、解体等工事の発注者、受注者の意識が重要であるため、解体等工事の発注者、受注者になりうる者を対象に「建築物等の解体等における石綿の飛散防止対策研修会」を行い、石綿飛散防止に向けた取組を推進する。

○開催方法等

- ・1月14日、20日、26日の3回、web会議形式で開催
- ・講演動画を撮影し、環境省YouTubeチャンネルで閲覧できるようにする。

○講演内容

- ・実践、事前調査の方法と注意点
- ・石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材の除去等作業における
マニュアル活用の手引き

○開催案内

- ・環境省HPに情報を掲載しています。 https://www.env.go.jp/air/post_48.html
- ・業界団体等を通じて周知を依頼しています。
- ・現在、参加申込み受付中です。ぜひご参加ください。
参加申込み締切：令和4年1月5日（水） 17:00

(参考) 令和2年度大気汚染防止法改正に関する説明会

大気汚染防止法改正に関する説明会を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、ウェブ開催となりました。基調講演として東京工業大学の村山教授にご講演いただくとともに、環境省から法改正についての説明しています。

アスベスト問題の現在と 今後の対応

東京工業大学
環境・社会理工学院
村山武彦

1

基調講演



法改正説明

環境省HP http://www.env.go.jp/air/post_48.html

御質問、御意見などがありましたら、
以下の連絡先へお問い合わせください。

環境省水・大気環境局大気環境課 排出基準係

T E L : 03-5521-8293

E-mail : kanri-kankyo@env.go.jp

